

# 足立区勤労福祉会館のご利用について（お知らせ）

令和3年10月25日

新型コロナウイルス感染症対策のため、現在、施設の使用について一部制限を設けております。ご利用の皆様におかれましてはご不便をお掛けしておりますが、引き続きご協力の程よろしく願いいたします。

緊急事態宣言の解除を受け、勤労福祉会館では施設のご利用方法を一部変更させていただきます。

## 1 令和3年10月24日までのご利用要件からの解除および注意事項

### 各部屋の利用上限人数と利用終了時刻の解除

変更内容

- ・ 収容定員の100%
- ・ 当面の間、利用者による酒類の持ち込みを認めない（飲食はOK）
- ・ 開館は定時（**21:30**）までとする

注意事項

- ・ 館内ではマスクを着用してください。  
（運動で使用の場合、運動中以外は必ずマスクを着用してください）
- ・ 部屋の出入り口は原則、常時開放しご利用いただきます。
- ・ 部屋の使用時以外でも館内での大声の会話はお控えください。
- ・ 利用者名簿を備える事や事前の検温等利用する方全員の体調確認、消毒、換気等主催者様に求められる施設使用の要件についてはこれまでと変更ありません。
- ・ 第1ホール、第2洋室での飲食については飲食可になりますが、酒類の持ち込みは禁止です。またゴミはお持ち帰りとなります。

## 2 利用方法変更の適用期間

**令和3年10月25日（月）～令和3年11月30日（火）**

※その他勤労福祉会館のご利用について

- ・ ご利用の際には、代表者様はご利用者（団体）のなかに体調の悪い方がいない事を事前にご確認のうえ、利用者名簿を作成し1か月程度保管していただきますようご協力をお願いします。
- ・ 手洗いや手指の消毒等、新型コロナウイルス感染防止策へのご協力を引き続きお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染防止策にご協力いただけない場合や使用要件を逸脱する行為があった場合は、使用の中止、ご退館いただく場合がございます。
- ・ 今後の都内および区内における新型コロナウイルスの感染状況等により、要件の変更や、貸し出し中止とする場合がございます。